二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二三年四月以降の月分の特例障害農林年金及び特例遺族農林年金の額の算定に用いる率を〇・九八一と定めることとした。（第三条関係）

三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇漁港漁場整備法施行令の一部を改正する政令（政令第七四号）（農林水産省）

1　特定第三種漁港における特定漁港漁場整備事業に係る国の補助

国による補助の対象となる特定第三種漁港において施行する特定漁港漁場整備事業について、漁獲物の陸揚げを衛生的に行うことができる係留施設に係るもの並びに漁獲物の処理及び保蔵を衛生的に行うことができる荷さばき所に係るものを追加することとした。（第四条第一項の表関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（政令第七五号）（厚生労働省）

1　報奨金の交付要件の改正

事業の規模が常時一五人以下の労働者を使用するものから常時一六人以上の労働者を使用するものとなって三年度以内の一定の事業（以下「一六人以上事業」という。）に係る労働保険料及び一般拠出金等の納付状況を、交付要件から除くこととした。（第一条関係）

2　報奨金の額に関する改正

㈠　労働保険料に係る報奨金の定率部分の算定に用いる率を一〇〇分の二に引き下げることとした。（第二条第一項第一号関係）

㈡　労働保険料に係る報奨金の額の上限を一、〇〇〇万円とすることとした。（第二条第一項第一号関係）

㈢　一六人以上事業について所定の方法によって算定した額を、報奨金に加算しないこととした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七六号）（総務省）

1　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七七号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、改正前の四万六、六〇〇円から四万六、五〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、改正前の三万五、九〇〇円から三万五、八〇〇円等と改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、改正前の六六万四、〇〇〇円から六五万一、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の六五円四五銭から六二円四一銭に改めることとした。（第三四条第一項関係）

5　法第五四条第二項第二号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の二、二〇七円九四銭から二、〇五二円三四銭等と改めることとした。（第三四条第二項及び別表第五関係）

6　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七八号）（厚生労働省）

一　予防接種法施行令の一部改正関係

1　一類疾病及び二類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五、八〇〇円から三万五、七〇〇円に、三万三、八〇〇円から三万三、七〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一一条関係）

2　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、一五三万一、二〇〇円から一五二万四、〇〇〇円に、一二二万五、二〇〇円から一二二万四〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一二条関係）

3　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八三万七、七〇〇円から八三万六、二〇〇円に、五五万八、五〇〇円から五五万七、四〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一二条関係）

4　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、四八九万七、二〇〇円から四八七万六、八〇〇円に、三九一万五、六〇〇円から三九〇万一、二〇〇円に、二九三万七、六〇〇円から二九二万六、八〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一三条関係）

5　一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八三万七、七〇〇円から八三万六、二〇〇円に、五五万八、五〇〇円から五五万七、四〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第一三条関係）

6　死亡一時金の額を、四二八〇万円から四、二七〇万円に引き下げることとした。（第一七条関係）

7　二類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、二七二万四〇〇円から二七〇万九、六〇〇円に、二一七万五、六〇〇円から二一六万七、二〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第二一条関係）

8　遺族年金の額を、二三七万八、四〇〇円から二三七万円に引き下げることとした。（第二四条関係）

9　遺族一時金の額を、七一三万五、二〇〇円から七一一万円に引き下げることとした。（第二六条関係）

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正関係

介護に要する費用を支出した場合に支給される介護手当の支給限度額を、重度の障害者については月額一〇万四、七三〇円から一〇万四、五三〇円に、その他の障害者については月額六万九、八一〇円から六万九、六八〇円に、それぞれ引き下げ、介護に要する費用を支出しない場合に支給される介護手当の額を、月額二万一、五七〇円から二万一、五〇〇円に引き下げることとした。（第一八条関係）

三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（政令第七九号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官を増員し、定数を二六八人とすることとした。（第九条関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第八〇号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当等、関係法律の規定により物価指数の変動に応じた手当等の額の自動改定を行うべきものについて、所要の額の改定等を行うこととした。

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第八一号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

平成二三年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二三年度における国民年金法による特別一時金等の額を改定することとした。（第五二条、第九四条、第一一七条及び第一三六条関係）

三　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正関係